審査請求人	
代理人	
•	

上記審査請求人から平成23年12月21日付けで提起の生活保護法(昭和25年 法律第144号。以下「法」という。) に基づく平成23年10月27日付け第2477号の 生活保護開始決定処分(以下「本件処分1」という。)、同日付け第2478号 (以下「本件処分2」という。)、同年11月11日付け第2949号(以下「本件処 分3」という。)、同日付け第2950号(以下「本件処分4」という。)及び同 月14日付け第3021号(以下「本件処分5」という。)の生活保護変更決定処分 に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

京都市南福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件処分1から本件処 分5までをいずれも取り消す。

審査請求の要旨 1

京都市南福祉事務所長(以下「処分庁」という。) が行った本件処分1 から本件処分5までに対し、次の理由により処分の取消しを求める。 (理由)

審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成23年10月25日から保 護を受給しており、現住居において、団地の1室を同居人と2名で賃借 (1) するというハウスシェアリングをして生活している。同居人との家計は

別であり、光熱水費の負担は折半となっている。

処分庁は、本件処分1及び本件処分2については、生活扶助の第2類 費等の額を2人世帯基準の2分の1とし、また、本件処分3から本件処 分5までについては、生活扶助の第2類費の20パーセントを光熱水費と した上で、当該光熱水費について2人世帯基準額を人数に応じて均等分 割している。こうした取扱いの理由として、処分庁からは、 -ム入所者と同様の取扱いであるとの説明だけが口頭でなされた。

請求人は、1人世帯と認定されたにもかかわらず、生活扶助の第2類 費等について、1人世帯基準額より低額の受給しかできておらず、最低

限度以下の生活を強いられており、処分内容に違法がある。

一般居宅で生活する請求人に対し、グループホーム入所者と同

様の取扱いをすることに合理性はない。

本件各処分において、生活扶助の第2類費等について、2人世帯基準 を用いたことや20パーセントを光熱水費とした理由は示されておらず 理由付記に不備がある。また、グループホームと同様の取扱いをしたと の口頭の説明もこの不備を補うものではない。

処分庁の弁明及び再弁明の要旨

平成23年10月25日、処分庁は、請求人から、法に基づく保護の申請 (以下「本件申請」という。) を受理するとともに、請求人が、現住居 において同居人とハウスシェアリングをしており、食費は各自で負担し、 家賃及び光熱費は折半していることを聴取した。

平成23年10月27日、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人が同居人と 光熱水費を折半していることを踏まえて、生活扶助の第2類費の減額調

整が必要であること等について説明した。 同日、処分庁は、請求人世帯の最低生活費について、生活扶助第1類 費 (1人世帯基準額4万270円)、同第2類費 (2人世帯基準額4万8,070 円の2分の1の2万4,035円)及び住宅扶助(家賃5万5.000円の2分の 1の2万7,750円)の合計9万2,055円を請求人世帯の最低生活費として 認定し、本件申請日からの保護開始を決定した。

平成23年11月8日、処分庁は、生活扶助の第2類費は、 グループホー ム入所者に準じて、居住人数に応じた光熱水費の均等分割を行うこと及

び次のアからエまでの具体的な調整方法を決定した。

現住居に居住しているのは、請求人と同居人の2人であるから、 低限度必要な光熱水費として、生活扶助の第2類費2人世帯基準4万 8,070円の20パーセントの9,614円を認定する。

請求人と同居人は、光熱水費を折半していることから、各々が負担 すべき最低限度額として、上記アで算出した9,614円の2分の1の4,807

円を認定する。

1人世帯に最低限度必要とされる光熱水費として、生活扶助の第2類 費の1人世帯基準額4万3,430円の20パーセントの8,686円を認定する。

現住居における最低生活に必要なのは、上記イの4,807円であるから、

上記ウの8,686円との差額3,879円の減額調整を行う。

平成23年11月11日、処分庁は、保護開始日の同年10月25日付けで改め て請求人世帯の最低生活費の認定を行うことを決定し、同年11月18日、 請求人に対して、決定通知書及び同年10月分から同年12月分までの保 護費に関する補足資料を交付し、ハウスシェアリングで光熱水費を折 半していることを理由として、(3)のとおり生活保護費の調整を行うこ との説明を行った。

(5) 生活扶助の第2類費の減額について

法第8条は、保護の基準及び程度を規定しており、また、法第9条 必要即応の原則を規定している。これらの規定から、保護は要保 護者の最低限度の需要を満たすに十分かつこれを超えないものとして 実施し、また、需要の測定は、機械的に陥ることなく、生活の相異に 応じて実施することが求められるものと解する。

請求人は、同居人と家賃及び光熱水費を折半しており この事情を 考慮せずに最低生活費を認定すれば、光熱水費を全額負担している世 帯に比して不均衡となることから、生活扶助の第2類費の認定で需要

の相違に応じた調整を行うことは、法の趣旨に適うものである。 具体的な調整については、平成21年3月31日付け厚生労働省 平成21年3月31日付け厚生労働省社会 援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(生活保護手帳 別冊問答集2011。以下「別冊問答集」という。)問7の33において、 第2類費の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額を居宅基 準生活費の燃料費相当分の額とする考え方が示されていることを踏まえて、上記(3)のとおりに行うこととした。

本件でグループホームに言及したのは、 グループホームの中には、 入所者が1戸の居住内の個室的空間に居住し、光熱水費については各 自が負担して生活する場合があり、そうした居住形態がハウスシェア リングと類似していることから、請求人の理解を容易にするための例

としたものである。

(6)理由付記について

処分庁は、決定理由を付した決定通知書を交付した上で、更に補足 資料を交付して、生活扶助の第2類費を調整する理由について説明し ており、処分理由が示されていないとの主張は失当である。

理由付記の主眼は、処分理由を相手方が十分認識し得る程度に示す

ことにある。

処分庁は、決定通知書に加えて補足資料を交付し、 生活扶助の第2 光熱水費相当として算出した額を均等分割することを各 月ごとに具体的な金額で示して請求人の理解が容易となるように努め ている。

処分庁が説明を行った際、請求人から、納得はしないものの なお、

理解はできた旨の返答も得ている。

- (7) 以上のとおり、本件処分3から本件処分5までは適正に行われたもの であり、棄却裁決を求める。
- 謂求人の反論及び再反論の要旨

(1) 法第8条及び第9条の規定により、処分庁が本件処分を行う権限を導

き出すことはできない。

別冊問答集問7の33は、入院患者が外泊した場合の飲食費等の支給についての問答である。しかし、請求人は、ハウスシェアリングをしていたものであり、入院や入院中の外泊をしたわけではなく、同居人とは別々に電気、ガス及び水道を用いていたのであり、処分庁の挙げた根拠規定は本件に当てはまらない。

(2) 本件処分は、最低生活費の一部が減額されるもので、請求人の生存権 侵害に直結する重大な処分である。それにもかかわらず、請求人は、根拠 法令及び通知について説明を受けておらず、具体的な事実関係の下で法 令の要件を充足しているか否かを確認することができない状態に置かれ ていたものであり、法の趣旨に従った理由付記がなされたとはいえない。 理由付記は、根拠法令及び通知等の内容を示して説明すべきものである。

4 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 平成23年10月25日、処分庁は、請求人から、本件申請を受理するととも に、請求人が、現住居において同居人とハウスシェアリングをしており、 食費は各自で負担し、家賃及び光熱費は折半していることを聴取した。

イ 平成23年10月27日、処分庁は、請求人に対し、本件申請日の同月25日からの保護開始を決定し、本件処分1及び本件処分2(生活扶助の第2類費は、両処分ともに2人世帯基準額4万8,070円の2分の1の2万4,035円)を行った。そして、本件処分1は同月28日に、本件処分2は同年11月7日に決定通知書により通知した。

ウ 平成23年11月8日、処分庁は、生活扶助の第2類費について居住人 数に応じた光熱水費の均等分割を行うこと及び次の(ア)から(エ)まで

の具体的な調整方法を決定した。

(ア) 現住居に居住しているのは、請求人と同居人の2人であるから、 最低限度必要な光熱水費として、生活扶助の第2類費2人世帯基準 4万8,070円の20パーセントの9,614円を認定する。

(イ) 請求人と同居人は、光熱水費を折半していることから、各々が負担すべき最低限度額として、上記アで算出した9,614円の2分の1

の4,807円を認定する。

(ウ) 1人世帯に最低限度必要とされる光熱水費として、生活扶助の第2類費の1人世帯基準額4万3,430円の20パーセントの8,686円を認定する。

(エ) 現住居における最低生活に必要な額は、上記(イ)の4,807円であるから、上記(ウ)の8,686円との差額3,879円の減額調整を行う。

エ 処分庁は、請求人に対し、平成23年11月11日に本件処分3 (生活扶助の第2類費額は3万9,551円)及び本件処分4 (生活扶助の第2類費額は4万2,423円)を行い、また、同月14日に本件処分5 (生活扶助の第2類費額は4万2,423円)を行った。

オ 平成23年11月18日、処分庁は、請求人に対し、本件処分3から本件 処分5までについて、決定通知書により通知するとともに、同年10月

分から同年12月分までの保護費に関する補足資料を交付した。

(2) '判断

ア 生活扶助の第2類費の減額について

(ア) 法第8条第1項の規定は、保護は、厚生労働大臣が定める生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基として、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うとしており、保護の実施機関は、客観的に測定した要保護者の困窮の程度に応じて保護を行わなくてはならないとされている。

そして、保護の実施機関は、把握した要保護世帯の実態を客観的に保護基準に当てはめて保護を実施することが求められており、これにより法第9条に定める必要即応の原則に従うことになる。

(イ) これを本件についてみると、請求人は、保護基準別表第1及び別 表第9における1級地-1に居住地を有する1人世帯であるから、 光熱費、家具什器費等の世帯単位の経費を賄う生活扶助費の第2類費の計算に当たっては、保護基準どおり4万3,430円を計上し、更に11月から3月までの間は、3,090円を冬季加算として加え、本件のように同居人と光熱水費の負担を折半する合意があるような場合においては、請求人の収入申告等に基づく収入認定により保護費を算定することが相当である。

イ 理由付記について

(ア) 法第24条第1項及び第2項並びに第25条第2項は、保護の決定に際し、決定理由を附した書面をもって通知しなければならない旨を規定し、別冊問答集問10の14は、個別のケースに応じて、決定理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解することができるような表現を用いることが望ましい旨を示している。 保護の決定通知に理由を付記する趣旨は、処分庁の判断の慎重と

保護の決定通知に理由を付記する趣旨は、処分庁の判断の慎重と 合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、当該決定が法令の 定めるところにより適正に決定されたものであることを相手方に周 知させ、不服の申立てに便宜を与えるというものである。したがっ て、こうした法の趣旨に鑑みて理由付記に不備がある場合には、処 分自体の取消事由となり得るものと解される。

(イ) これを本件について見ると、本件処分1から本件処分5までは、客観的な基準である保護基準に単に当てはめたものではなく、ハウスシェアリングに伴う光熱水費の実際の需要に基づき保護費を減額するという処分であるから、請求人にとっては重大な利益に関わる処分でありながら、その内容が分かりにくいものとなっており、処分庁は、減額の根拠法令の内容等を示して通知すべきであったといえる。それにもかかわらず 本件処分1から本件処分5までに係る決定

それにもかかわらず、本件処分1から本件処分5までに係る決定 通知書及び補足資料においては、生活扶助の第2類費を減額する金 額等は示されているものの、減額の根拠法令の内容等を示して通知 されているものとは認めることができず、理由付記に不備があるも のといわざるを得ない。

ウ 以上から、請求人の主張には理由があるものと認められ、行政不服 審査法 (昭和37年法律第160号) 第40条第3項の規定により、主文のと おり裁決する。

平成25年7月22日

京都府知事 山田啓

